

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

デンヨー株式会社

代表取締役社長 古 賀 繁

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目1番1号
サンプラザ 11階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

(アドレス <http://www.denyo.co.jp>)

◎節電への協力のため、当日、当社の役員および係員はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税による個人消費への影響が見られましたが、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の効果等により、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、新興国に減速が見られましたが、米国は堅調に推移し、欧州も一部地域に持ち直しの動きが見られるなど、全体として緩やかに回復いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては、主力の建設関連分野でインフラの老朽化対策や防災・減災対策などの公共投資に加え、民間企業による設備投資も堅調に推移し、海外においても、主力のアメリカ市場をはじめ全般的に需要が堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、環境に配慮した製品を国内外で積極的に拡販してまいりました結果、売上高は522億67百万円（前期比4.9%増）、営業利益は53億48百万円（同1.1%減）、経常利益は57億57百万円（同0.6%増）、当期純利益は38億57百万円（同3.5%増）となり、売上高および当期純利益共に過去最高となりました。

製品区分別売上高の概況は次のとおりです。

発電機関連では、国内向けはLPガスを燃料とする非常用発電機の出荷が減少しましたが、堅調な建設需要を背景に中・大型の発電機の出荷が増加し、海外向けも米国市場および中近東市場向けが堅調に推移したことから、売上高は400億79百万円（前期比4.8%増）となりました。

溶接機関連では、国内向けが環境対応の小型溶接機の出荷が増加し、海外向けも米国市場およびアジア市場などが堅調であり、売上高は55億56百万円（同5.6%増）となりました。

コンプレッサ関連では、国内向けが主力のリース・レンタル業界向けに増加したことから、売上高は11億26百万円（同13.4%増）となりました。

その他では、高所作業車の出荷増加などにより、売上高は55億4百万円（同3.2%増）となりました。

地域別セグメントの概況は次のとおりです。

① 日 本

日本では、国内向けは主力のリース・レンタル業界向けに発電機の出荷が順調に推移し、海外向けも円安を背景に中近東市場向けなど全般的に発電機の出荷が増加したことから、売上高は381億円(前期比2.1%増)となりました。一方、営業利益は、原価率上昇などの影響により、32億45百万円(同24.8%減)となりました。

② ア メ リ カ

アメリカは、前年度の排出ガス規制の影響による買い控えも落ち着き、レンタル市場向けに新しい排出ガス規制に対応した発電機の出荷が増加したことから、売上高は89億81百万円(同24.3%増)、営業利益は11億85百万円(同233.3%増)となりました。

③ ア ジ ア

アジアは、インフラ整備工事向けや企業設備用などに発電機の需要が堅調でしたが、オーストラリアの鉱山開発向け発電機の需要が低調であったことなどから、売上高は47億6百万円(同5.3%減)となりました。一方、営業利益は、円安効果や部品を生産するベトナム工場の稼働が安定してきたことによる原価率の改善もあり、7億4百万円(同22.8%増)となりました。

④ 欧 州

欧州は、一部地域に景気を持ち直しの動きが見られ、発電機の出荷も増加したことから、売上高は4億79百万円(同52.8%増)、営業利益は6百万円(前期は40百万円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は25億30百万円であります。

その主なものは、当社の福井工場における設備投資4億38百万円および子会社デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD. における新本社用建屋の建設等1億82百万円ならびに子会社デンヨー ベトナム CO., LTD. における工場拡張等16億34百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、当社は資金調達の機動性および安定性を高められることから、取引銀行4行との間で融資極度枠30億円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におきましては、当該コミットメントラインの借入実行残高はありません。

#### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 第64期<br>平成23年度 | 第65期<br>平成24年度 | 第66期<br>平成25年度 | 第67期<br>平成26年度<br>(当連結会計年度) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 48,106         | 47,671         | 49,832         | 52,267                      |
| 経 常 利 益(百万円)   | 4,651          | 5,007          | 5,723          | 5,757                       |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,854          | 3,398          | 3,725          | 3,857                       |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 123.82         | 149.00         | 165.21         | 179.38                      |
| 総 資 産(百万円)     | 51,915         | 55,715         | 61,518         | 67,324                      |
| 純 資 産(百万円)     | 35,898         | 40,152         | 44,323         | 49,195                      |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,523.46       | 1,723.43       | 1,990.19       | 2,215.29                    |

(注) 当連結会計年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度（第66期）については遡及適用後の数値を記載しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 第64期<br>平成23年度 | 第65期<br>平成24年度 | 第66期<br>平成25年度 | 第67期<br>平成26年度<br>(当事業年度) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 35,678         | 33,015         | 35,735         | 35,694                    |
| 経 常 利 益(百万円)   | 3,422          | 3,749          | 3,801          | 3,044                     |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,261          | 2,874          | 2,627          | 2,314                     |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 97.89          | 125.75         | 116.24         | 107.38                    |
| 総 資 産(百万円)     | 44,274         | 46,384         | 49,571         | 52,554                    |
| 純 資 産(百万円)     | 30,761         | 33,691         | 35,170         | 37,370                    |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,331.67       | 1,477.72       | 1,630.98       | 1,744.95                  |

(注) 当事業年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度（第66期）については遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会社名                            | 資本金             | 当社の<br>出資比率     | 主要な事業内容                                   |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------|
| デンヨー興産株式会社                     | 百万円<br>50       | %<br>100        | 産業用電気機械器具等の補修用部品の販売および商品の販売               |
| 西日本発電機株式会社                     | 百万円<br>50       | %<br>100        | 産業用電気機械器具等の製造・販売                          |
| デンヨー アメリカ<br>コーポレーション          | 百万米ドル<br>5      | %<br>100        | 産業用電気機械器具等の部品の販売                          |
| デンヨー マニュファクチュ<br>アリング コーポレーション | 百万米ドル<br>6      | (注) 1 %<br>(80) | アメリカにおける産業用電気機械器具等の製造・販売                  |
| デンヨー アジア PTE. LTD.             | 百万円<br>600      | %<br>100        | アジアにおける統括管理業務                             |
| デンヨー ユナイテッド<br>マシナリー PTE. LTD. | 百万シンガポールドル<br>3 | (注) 2 %<br>(76) | シンガポールおよび周辺各国における産業用電気機械器具等の販売およびリース・レンタル |
| デンヨー ヨーロッパ B. V.               | 百万ユーロ<br>4      | %<br>100        | ヨーロッパにおける産業用電気機械器具等の販売                    |
| デンヨー ベトナム CO., LTD.            | 百万米ドル<br>10     | %<br>100        | 産業用電気機械器具等および部品の製造・販売                     |
| P.T.デイン プリマ ジェネレーター            | 十億ルピア<br>13     | (注) 2 %<br>(51) | 産業用電気機械器具等の製造・販売                          |

(注) 1. デンヨー アメリカ コーポレーションによる出資の比率であります。

2. デンヨー アジア PTE. LTD. による出資の比率であります。

② 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は、522億67百万円（前期比4.9%増）、営業利益は53億48百万円（同1.1%減）、経常利益は57億57百万円（同0.6%増）、当期純利益は38億57百万円（同3.5%増）となりました。

(6) 対処すべき課題

今後の経営環境は、国際競争の激化や市場構造の変化により厳しさを増すものと予想されますが、当社グループは、景気や市場の跛行性に左右されにくい企業体質を目指し、グループ各社の生産性向上等により収益基盤の強化に努めてまいります。

国内市場では、建設関連分野は、短・中期的には防災・減災事業や復興事業等により需要が底堅く推移するものと期待されますが、長期的には公共投資の減少等により設備投資が抑制傾向になることを否定できません。こうした状況に対応するため、更なる受注拡大、収益力強化を図るため、当社は提案型営業の強化に取り組んでおり、それぞれのお客様に最適なサービス体制を整え、営業範囲を拡大してまいります。また、建設関連以外の市場向け製品の拡充も推進してまいります。さらに、新たな事業機会を逃さぬよう、新製品、新規事業の開発にも積極的に経営資源を投入してまいります。

海外市場では販路拡充に向けて、販売拠点の開拓、整備と各市場に適した製品開発を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社10社および関連会社1社により構成されており、産業用電気機械器具等（エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサ等）の製造ならびに販売と、これらに付随する補修用部品の販売およびアフターサービス等の事業活動を展開しております。

## (8) 企業集団の主要拠点等（平成27年3月31日現在）

|         |                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社 本 社 | 東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号                                                                             |
| 国内営業拠点  | 当社 東京営業所（東京都中央区）、<br>大阪営業所（兵庫県尼崎市）、その他全国22都市<br><br>デンヨー興産株式会社（東京都中央区）、<br>西日本発電機株式会社（佐賀県唐津市）   |
| 海外営業拠点  | デンヨー アメリカ コーポレーション（アメリカ）、<br>デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.（シンガポール）、<br>デンヨー ヨーロッパ B.V.（オランダ）      |
| 国内生産拠点  | 当社 福井工場（福井県三方上中郡）、<br>西日本発電機株式会社（佐賀県唐津市）                                                        |
| 海外生産拠点  | デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション（アメリカ）、<br>デンヨー ベトナム CO., LTD.（ベトナム）、<br>P.T. デイン プリマ ジェネレーター（インドネシア） |
| 研究開発拠点  | 当社 開発研修センター（埼玉県坂戸市）                                                                             |

## (9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 1,121名  | 65名増        |

(注) 使用人数は当社および連結子会社の就業人員で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 510名    | 27名増      | 39.3歳   | 13.7年  |

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 残 高 |
|---------------------------|---------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 801     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 400     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 240     |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行           | 160     |

百万円

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 97,811,000株
- ② 発行済株式の総数 22,859,660株（自己株式650,381株を含む）
- ③ 株 主 数 4,482名
- ④ 大 株 主

| 株 主 名                     | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------|-------|---------|
|                           | 千株    | %       |
| 株 式 会 社 久 栄               | 1,600 | 7.20    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,116 | 5.02    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社       | 872   | 3.92    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）    | 792   | 3.57    |
| デ ン ヨ ー 親 栄 会             | 638   | 2.87    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 563   | 2.53    |
| 株 式 会 社 鶴 見 製 作 所         | 543   | 2.44    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 540   | 2.43    |
| 株 式 会 社 ク ボ タ             | 500   | 2.25    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 352   | 1.58    |

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の財産として拠出している当社株式1,116千株（持株比率5.02%）を含んでおり、その議決権行使の指図者は株式会社みずほ銀行が留保しております。  
（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」ではありません。）
2. 当社は、自己株式を650,381株保有しておりますが、上記の大株主より除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（650,381株）を控除して計算しております。
4. 当社は、従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付する、株式給付信託（J-E S O P）を導入しており、本信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式792千株を保有しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位        | 氏名      | 担当および重要な兼職の状況                                                            |
|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>兼CEO | 久保山 英 明 |                                                                          |
| 代表取締役社長         | 古 賀 繁   |                                                                          |
| 取 締 役           | 増 井 亨   | 専務執行役員社長補佐兼開発部門管掌                                                        |
| 取 締 役           | 白 鳥 昌 一 | 常務執行役員管理部門長兼情報システム部長                                                     |
| 取 締 役           | 江 藤 陽 二 | 常務執行役員国内営業部門長                                                            |
| 取 締 役           | 矢 代 輝 雄 | 執行役員生産部門長                                                                |
| 取 締 役           | 水 野 恭 男 | 執行役員国際営業部門長兼海外営業第三部長<br>デンヨー アメリカ コーポレーション代表取締役<br>デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役 |
| 取 締 役           | 高 田 晴 仁 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授                                                         |
| 常勤監査役           | 吉 田 英 夫 |                                                                          |
| 常勤監査役           | 杉 山 勝   |                                                                          |
| 監 査 役           | 麻 崎 秀 人 | D I A Mアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長<br>横河電機株式会社 社外監査役                          |
| 監 査 役           | 地 田 良 彦 | 弁護士 地田法律事務所代表                                                            |

- (注) 1. 取締役高田晴仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。
2. 監査役麻崎秀人氏、地田良彦氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、地田良彦氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。
3. 水野康正氏は、平成26年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任し、新たに子会社西日本発電機株式会社の代表取締役社長に就任しております。
4. 平成27年4月1日付で取締役の役職および担当を次のとおり変更しております。

| 氏名      | 新役職および担当       | 旧役職および担当                |
|---------|----------------|-------------------------|
| 増 井 亨   | 取締役専務執行役員社長補佐  | 取締役専務執行役員社長補佐兼開発部門管掌    |
| 白 鳥 昌 一 | 取締役常務執行役員管理部門長 | 取締役常務執行役員管理部門長兼情報システム部長 |

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額  | 摘 要          |
|-------|---------|--------|--------------|
| 取 締 役 | 8名      | 212百万円 | うち社外1名 5百万円  |
| 監 査 役 | 5名      | 57百万円  | うち社外2名 10百万円 |
| 合 計   | 13名     | 270百万円 | うち社外3名 16百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与24百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議において、年額60百万円以内と決議しております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当額77百万円（取締役8名に対し62百万円（うち社外1名 1百万円）、監査役4名に対し15百万円（うち社外2名 3百万円））が含まれております。

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高田晴仁氏は、慶應義塾大学大学院の教授であります。なお、当社と同大学院との間に特別の関係はありません。
  - ・監査役麻崎秀人氏は、D I AMアセットマネジメント株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役地田良彦氏は、地田法律事務所代表を兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間に特別の関係はありません。また、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役麻崎秀人氏は、横河電機株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・平成26年度の取締役会には、取締役高田晴仁氏および監査役麻崎秀人氏ならびに監査役地田良彦氏とも14回中全てに出席し、疑問点等につき適宜質問し意見を述べております。また、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。
  - ・平成26年度の監査役会には、監査役麻崎秀人氏および地田良彦氏とも15回中全てに出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (4) 会計監査人に関する事項

#### ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                        | 30百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注) 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・倫理綱領に則り、取締役および使用人は、法令、定款、経営理念その他の社会的規範等を遵守し公正な企業活動を行うこととする。

また、本綱領の内容の徹底を図るためコンプライアンス担当取締役を任命し、経営企画室が中心となってコンプライアンスプログラムの整備および教育等を実施し、周知徹底を図るものとする。

- ・コンプライアンスの充実のため社内外の研修を積極的に活用し、意識の維持・向上を図ることとする。

- ・コンプライアンス相談窓口を経営企画室に設置すると共に、顧問法律事務所に相談窓口を設置しコンプライアンスに関する事項のほか、幅広く相談を受け、迅速な対応をとれる体制を整えることとする。

- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制として、倫理綱領の行動基準の中に、法令や社会規範等を誠実かつ謙虚に遵守するだけでなく、違法行為や反社会的行為は動機の如何を問わず行わず、またそれを許さないという基本姿勢を定めるものとする。

また、リスク管理規程の中で対応の手順を定めると共に、対応窓口を設定して平素より顧問弁護士、警察署などと密接な連携をとり、速やかに対処できる体制を確保するものとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。

- ・取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、その体制を整備することとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に則り、取締役、使用人等が協力して不正行為や法令違反行為を未然に防ぎリスクを回避する体制、および万一重大なリスクが発生した場合、被害を最小限にいとめる体制を整備するものとする。

- ・リスク管理の業務を遂行するリスク管理オフィサーを設置し、リスク管理委員会に業務の遂行状況を報告するものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・職務権限規程で、代表取締役、取締役、執行役員、使用人等の責任と権限を明らかにして業務の円滑かつ効率的運営を確保し、取締役会は、会社経営の基本方針、法令で定められた事項、および取締役会規程に定められた決議事項を決定するものとする。
  - ・取締役、監査役および執行役員によって構成される経営会議で、業務執行に関する個別経営課題を実務的に協議するものとする。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識すると共に、財務報告の適正性を確保するため全役職員に対し、定期的な諸会議を利用して周知徹底を図る。
  - ・当社およびグループ会社は、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう会計システムの見直しを進め実効性のある内部統制を整備するものとする。
- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・連結グループ会社も内部統制システムを整備し、リスク管理体制、コンプライアンス体制がグループ全体に適用され業務の適正を確保するものとする。
  - ・グループ会社の管理については、関係会社管理規程を定め管理する体制とする。
  - ・コンプライアンスに関する相談、通報については、当社窓口を直接利用できる体制とする。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、監査室の使用人と緊密に連携し、必要に応じて補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、

直ちに、当該事実を監査役に報告する。

- ・ 監査役の職務遂行のため、当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社経営および事業運営上の重要事項（コンプライアンスおよびリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含む）ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告する。
  - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合をもち、お互いに意思の疎通を図り、積極的に意見および情報の交換を行うものとする。
  - ・ 連結グループ会社の監査役とグループ監査役会を定期的に開催し、各社の活動や監査結果の報告を通じて意見および情報の交換等、連結グループ会社との連携体制の確立を図るものとする。
  - ・ 監査役がその職務について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査の業務に必要でないと明らかに認められるときを除き、その費用を負担する。

(注) 当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ、平成27年4月9日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を行っております。そのため、上記は改定後の内容で記載しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

##### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社

の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。

当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「野外パワーソースを通じて、常に革新に向けてチャレンジし続ける国際企業集団として、世界のNO1を目指します。」との当社グループ基本方針（ビジョン）を掲げ、国内外において、既存事業の拡充・効率化および新たな市場の開拓を目指した事業展開を行っております。

当社グループは、その主要な事業領域を、建設関連事業、産業機器事業および新規事業の3領域とし、それぞれにおいて、海外市場・新規市場の開拓に注力し、特に、建設需要に依存することとなる建設向け製品にとどまらず、非常用発電機をはじめとする非建設向け製品の開発・販売促進に努めることにより、需要創造型の経営への転換を図っております。そのため、引き続き、新技術の研究から製品の開発に至るまで、積極的な研究開発を進めております。

また、収益性の高いグループ体制を構築するべく、生産体制および国際的な原料調達の変化する効率化を進めると共に、国内・海外工場への合理化投資を行っています。

さらに、当社グループは、柔軟な組織運営を行うと同時に、各役職員の権限および責任の所在を明確化することを通じて、当社グループ全体の組織運営を活性化し、かつ、これと並行して当社グループの国際的な事業展開を支えるに足る人材の育成を進めることにより、当社グループが新規市場に事業を拡大していくための素地となる、活力ある企業風土を構築することを目指しております。

以上に加え、コーポレート・ガバナンスの取組みとして、各事業年度における取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年とし、また、事業環境の変化への機動的対応等を図るべく執行役員制度を導入し、さらに、当社取締役、監査役および執行役員が出席する経営会議や当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を設置しております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の第64回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保すると共に、買付者等（以下に定義されます。）との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前に当該買付等に関する情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

（注）本プランの有効期限は、平成27年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとされており、平成27年6月26日開催予定の第67回当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

そこで、当社は、本プラン導入以降の法令の改正等も踏まえ、平成27年5月14日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、上記（1）の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における皆様のご承認を条件に本プランを更新することを決定し、同日付けでこれを公表いたしました。

この公表いたしましたプレリリースの全文は、当社ホームページ (<http://www.denyo.co.jp>) に掲載しております。

なお、当該議案の詳細は、本招集ご通知の株主総会参考書類第5号議案(49頁から79頁まで)をご覧ください。

#### (4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)に記載した各取組みは、上記基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、上記基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会を取締役会の諮問機関として設置し、本プランの発動等の運用に関しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が約3年と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、製品競争力の維持・強化に向けた研究開発投資および設備投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する利益の還元を充実していくことが重要と認識し、業績や配当性向などを総合的に勘案した成果配分を基本方針としております。

この基本方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき、16円(前期末比3円増額)とさせていただきます。その結果、中間配当金12円と合わせて、年間配当金は1株当たり28円(前期比4円増額)の配当となります。

なお、資本効率向上の観点から、当事業年度において取締役会の決議に基づき、1,500千株の自己株式を消却すると共に、新たに150千株の自己株式を取得いたしました。

また、次期の株主配当金につきましては、引き続き利益の還元を充実しつつ業績並びに配当性向を勘案し、1株当たり28円(中間、期末共に14円)を予定しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |               | <b>負 債 の 部</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>40,856</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>13,396</b> |
| 現金及び預金          | 10,676        | 支払手形及び買掛金            | 10,206        |
| 受取手形及び売掛金       | 19,175        | 短期借入金                | 632           |
| 有価証券            | 99            | 未払費用                 | 720           |
| 商品及び製品          | 5,213         | 未払法人税等               | 518           |
| 仕掛品             | 894           | 賞与引当金                | 699           |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,954         | 役員賞与引当金              | 110           |
| 繰延税金資産          | 574           | 製品保証等引当金             | 89            |
| その他             | 310           | その他                  | 418           |
| 貸倒引当金           | △ 43          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>4,732</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>26,468</b> | 長期借入金                | 1,202         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,807</b> | 長期未払金                | 111           |
| 建物及び構築物         | 7,386         | 繰延税金負債               | 2,194         |
| 機械装置及び運搬具       | 2,262         | 退職給付に係る負債            | 470           |
| 土地              | 4,862         | その他                  | 752           |
| 建設仮勘定           | 1,079         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>18,128</b> |
| その他             | 217           | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>519</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>42,223</b> |
| 借地権             | 385           | 資本金                  | 1,954         |
| ソフトウェア          | 84            | 資本剰余金                | 1,754         |
| その他             | 48            | 利益剰余金                | 39,873        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,141</b> | 自己株式                 | △ 1,359       |
| 投資有価証券          | 9,947         | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>5,112</b>  |
| 繰延税金資産          | 58            | その他有価証券評価差額金         | 4,034         |
| その他             | 138           | 繰延ヘッジ損益              | 1             |
| 貸倒引当金           | △ 2           | 為替換算調整勘定             | 1,086         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>67,324</b> | 退職給付に係る調整累計額         | △ 9           |
|                 |               | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>1,859</b>  |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>49,195</b> |
|                 |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>67,324</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目            | 金 額   |        |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 52,267 |
| 売上原価           |       | 39,154 |
| 売上総利益          |       | 13,112 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 7,763  |
| 営業利益           |       | 5,348  |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息           | 40    |        |
| 受取配当金          | 141   |        |
| 受取家賃           | 56    |        |
| 為替差益           | 104   |        |
| 持分法による投資利益     | 61    |        |
| その他            | 95    | 498    |
| 営業外費用          |       |        |
| 支払利息           | 42    |        |
| コミットメントライン手数料  | 6     |        |
| その他            | 40    | 90     |
| 経常利益           |       | 5,757  |
| 特別利益           |       |        |
| 固定資産売却益        | 0     |        |
| 投資有価証券売却益      | 299   | 300    |
| 特別損失           |       |        |
| 固定資産処分損        | 3     | 3      |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 6,054  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,863 |        |
| 法人税等調整額        | 131   | 1,994  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 4,060  |
| 少数株主利益(控除)     |       | 202    |
| 当期純利益          |       | 3,857  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日 残高              | 1,954   | 1,755     | 38,534    | △ 3,003 | 39,241      |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |         | △ 1       | △ 178     | 142     | △ 37        |
| 遡及処理後当期首残高                | 1,954   | 1,754     | 38,355    | △ 2,860 | 39,204      |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △ 558     |         | △ 558       |
| 当 期 純 利 益                 |         |           | 3,857     |         | 3,857       |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △ 281   | △ 281       |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         |           |           | 1       | 1           |
| 自 己 株 式 の 消 却             |         |           | △ 1,781   | 1,781   |             |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —         | 1,517     | 1,501   | 3,018       |
| 平成27年3月31日 残高             | 1,954   | 1,754     | 39,873    | △ 1,359 | 42,223      |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |              |                  |                   | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|---------|--------------|------------------|-------------------|-------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |             |           |
| 平成26年4月1日 残高              | 3,208                 | —       | 286          | 17               | 3,512             | 1,504       | 44,258    |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                       |         |              |                  |                   |             | △ 37      |
| 遡及処理後当期首残高                | 3,208                 | —       | 286          | 17               | 3,512             | 1,504       | 44,221    |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |         |              |                  |                   |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |         |              |                  |                   |             | △ 558     |
| 当 期 純 利 益                 |                       |         |              |                  |                   |             | 3,857     |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |         |              |                  |                   |             | △ 281     |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                       |         |              |                  |                   |             | 1         |
| 自 己 株 式 の 消 却             |                       |         |              |                  |                   |             |           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 826                   | 1       | 800          | △ 27             | 1,600             | 354         | 1,955     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 826                   | 1       | 800          | △ 27             | 1,600             | 354         | 4,973     |
| 平成27年3月31日 残高             | 4,034                 | 1       | 1,086        | △ 9              | 5,112             | 1,859       | 49,195    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 

|             |                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 10社                                                                                                                                                                            |
| 主要な連結子会社の名称 |                                                                                                                                                                                |
|             | (国内) デンヨー興産株式会社<br>西日本発電機株式会社                                                                                                                                                  |
|             | (海外) デンヨー アメリカ コーポレーション<br>デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション<br>デンヨー アジア PTE. LTD.<br>デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.<br>デンヨー ヨーロッパ B. V.<br>デンヨー ベトナム CO., LTD.<br>P. T. デイン プリマ ジェネレーター |
2. 持分法の適用に関する事項
 

|               |                |
|---------------|----------------|
| 持分法適用の関連会社数   | 1社             |
| 持分法適用の関連会社の名称 | (国内) 新日本建販株式会社 |
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 

在外連結子会社デンヨー アメリカ コーポレーション他7社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券
 

|         |                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| その他有価証券 |                                                                      |
| 時価のあるもの | ………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 時価のないもの | ………移動平均法による原価法を採用しております。                                             |
    - ② デリバティブ
 ………時価法 |
    - ③ たな卸資産
 ………製品・仕掛品は主として先入先出法による原価法、原材料は主として移動平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。 |
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産
 ………当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については定額法を採用しております。なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。   |           |        | |-----------|--------| | 建物及び構築物   | 7年～47年 | | 機械装置及び運搬具 | 2年～11年 | |    - ② 無形固定資産
 ………定額法を採用しております。 (リース資産を除く) |
    - ③ リース資産
 ………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金
 ………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |    - ② 賞与引当金
 ………当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |    - ③ 役員賞与引当金
 ………当社及び国内連結子会社は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |    - ④ 製品保証等引当金
 ………当社及び国内連結子会社は、製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用見込額を計上しております。 |

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該在外連結子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

|             |         |
|-------------|---------|
| (ヘッジ手段)     | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ      | 長期借入金   |
| コモディティ・スワップ | 原材料(銅)  |

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、金利変動リスク及び原材料(銅)の価格変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引及びコモディティ・スワップ取引を利用しております。なお、当該規程にてデリバティブ取引の限度額を実需の範囲内で行うこととし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針としております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。また、コモディティ・スワップについては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、有効性の判定を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(7) 重要な会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が159百万円増加し、利益剰余金が102百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。また、従業員に割り当てられたポイントに関する費用及びこれに対する引当金は、信託が自社の株式を取得した時の株価で計算された金額に基づいて計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の資本剰余金、利益剰余金及び自己株式の遡及適用後の期首残高は、それぞれ、1百万円、76百万円、142百万円減少しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

|                                                                                                                   |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                                 | 9,613百万円 |
| 2. 当社は、資金調達機の機動性及び安定性を高められることから、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。 |          |
| コミットメントラインの総額                                                                                                     | 3,000百万円 |
| 借入実行残高                                                                                                            | －百万円     |
| 差引額                                                                                                               | 3,000百万円 |

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|      | 当連結会計年度<br>期首株式数(千株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(千株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(千株) | 当連結会計年度末<br>株式数(千株) |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 24,359               | －                    | 1,500                | 22,859              |

(注) 発行済株式総数の減少1,500千株は、自己株式の消却による減少であります。

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| (決議)               | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成26年5月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 290             | 13              | 平成26年3月31日 | 平成26年6月6日   |
| 平成26年11月6日<br>取締役会 | 普通株式  | 268             | 12              | 平成26年9月30日 | 平成26年12月10日 |

- (注) 1. 平成26年5月22日開催の取締役会決議における「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が基準日現在に所有する当社株式796,100株に対する配当金10百万円を含めております。
2. 平成26年11月6日開催の取締役会決議における「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が基準日現在に所有する当社株式793,900株に対する配当金9百万円を含めております。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議予定)             | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 平成27年5月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 355             | 利益剰余金 | 16              | 平成27年3月31日 | 平成27年6月5日 |

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に所有する当社株式792,900株に対する配当金12百万円を含めております。

### 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な剰余金は主に短期的な預金等に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、決定承認権限規程の与信限度設定事務手続要領によりリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っています。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期限であります。

借入金の使途は、運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、変動金利条件で調達した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、原材料(銅)の価格変動リスクにはコモディティ・スワップ取引をヘッジ手段として利用しており、外貨建ての貸付及び債権の回収に係る為替変動リスクには先物為替予約及び通貨スワップを利用しております。なお、これらのデリバティブ取引は金融デリバティブリスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

|                             | 連結貸借対照表計上額 (*1) | 時価 (*1)  | 差額  |
|-----------------------------|-----------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金                  | 10,676          | 10,676   | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 (*2) | 19,175          |          |     |
|                             | △ 43            |          |     |
|                             | 19,132          | 19,132   | —   |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 8,402           | 8,402    | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金               | (10,206)        | (10,206) | —   |
| (5) 短期借入金                   | (232)           | (232)    | —   |
| (6) 長期借入金                   | (1,602)         | (1,651)  | △49 |
| (7) デリバティブ取引                | (707)           | (707)    | —   |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金については、一般債権の貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、コマーシャルペーパーについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含めております。)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の調達を新たに行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。また、先物為替予約及び通貨スワップについては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) ① 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,023百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

② 関係会社株式(連結貸借対照表計上額621百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,215円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 179円38銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                  | 金 額            |
|-----------------|---------------|----------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |               | <b>負 債 の 部</b>       |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>27,326</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>10,687</b>  |
| 現金及び預金          | 3,823         | 支払手形                 | 2,123          |
| 受取手形            | 6,608         | 買掛金                  | 6,598          |
| 売掛金             | 9,738         | 一年内返済予定の長期借入金        | 400            |
| 有価証券            | 99            | 未払金                  | 95             |
| 商品及び製品          | 3,954         | 未払費用                 | 345            |
| 仕掛品             | 612           | 未払法人税等               | 243            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,486         | 預り金                  | 146            |
| 繰延税金資産          | 406           | 賞与引当金                | 541            |
| その他             | 634           | 役員賞与引当金              | 77             |
| 貸倒引当金           | △ 38          | 製品保証等引当金             | 84             |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>25,227</b> | その他                  | 31             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,773</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>4,496</b>   |
| 建物              | 3,532         | 長期借入金                | 1,202          |
| 構築物             | 202           | 長期未払金                | 93             |
| 機械装置            | 323           | 預り保証金                | 31             |
| 車両運搬具           | 10            | 繰延税金負債               | 2,149          |
| 工具器具備品          | 137           | 退職給付引当金              | 310            |
| 土地              | 4,491         | その他                  | 708            |
| 建設仮勘定           | 76            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>15,183</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>137</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 借地権             | 45            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>33,347</b>  |
| ソフトウェア          | 44            | 資本金                  | 1,954          |
| その他             | 47            | 資本剰余金                | 1,754          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,315</b> | 資本準備金                | 1,754          |
| 投資有価証券          | 9,254         | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>30,964</b>  |
| 関係会社株式          | 2,783         | 利益準備金                | 488            |
| 長期貸付金           | 4,197         | その他利益剰余金             | 30,476         |
| 差入保証金           | 70            | 圧縮記帳積立金              | 766            |
| その他             | 12            | 別途積立金                | 19,609         |
| 貸倒引当金           | △ 2           | 繰越利益剰余金              | 10,101         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>52,554</b> | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△ 1,326</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等             | 4,022          |
|                 |               | その他有価証券評価差額金         | 4,021          |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益              | 1              |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>37,370</b>  |
|                 |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>52,554</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                       | 金 額 |        |
|---------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                     |     | 35,694 |
| 売 上 原 価                   |     | 28,177 |
| 売 上 総 利 益                 |     | 7,517  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |     | 5,536  |
| 営 業 利 益                   |     | 1,981  |
| 営 業 外 収 益                 |     |        |
| 受 取 利 息                   | 98  |        |
| 受 取 配 当 金                 | 509 |        |
| 経 営 指 導 料                 | 159 |        |
| 受 取 家 賃                   | 65  |        |
| そ の 他                     | 311 | 1,143  |
| 営 業 外 費 用                 |     |        |
| 支 払 利 息                   | 50  |        |
| コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料 | 6   |        |
| そ の 他                     | 23  | 81     |
| 経 常 利 益                   |     | 3,044  |
| 特 別 利 益                   |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益             | 0   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 299 | 299    |
| 特 別 損 失                   |     |        |
| 固 定 資 産 処 分 損             | 0   | 0      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |     | 3,343  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 924 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額             | 104 | 1,028  |
| 当 期 純 利 益                 |     | 2,314  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |         |       |          |        |         |         |        |        |        |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------|-------|----------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |          |         |       | 利益剰余金    |        |         |         |        | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |        |         |         |        |        |        |
|                         |         |       |          |         |       | 圧縮記帳積立金  | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |        |        |        |
| 平成26年4月1日残高             | 1,954   | 1,754 | 1        | 1,755   | 488   | 728      | 19,609 | 10,373  | 31,199  | △2,970 | 31,939 |        |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |       | △ 1      | △ 1     |       |          |        | △ 209   | △ 209   | 142    | △ 67   |        |
| 週及処理後当期首残高              | 1,954   | 1,754 | —        | 1,754   | 488   | 728      | 19,609 | 10,164  | 30,990  | △2,827 | 31,872 |        |
| 事業年度中の変動額               |         |       |          |         |       |          |        |         |         |        |        |        |
| 剰余金の配当                  |         |       |          |         |       |          |        | △ 558   | △ 558   |        | △ 558  |        |
| 圧縮記帳積立金の積立              |         |       |          |         |       | 37       |        | △ 37    |         |        |        |        |
| 当期純利益                   |         |       |          |         |       |          |        | 2,314   | 2,314   |        | 2,314  |        |
| 自己株式の取得                 |         |       |          |         |       |          |        |         |         | △ 281  | △ 281  |        |
| 自己株式の処分                 |         |       |          |         |       |          |        |         |         | 1      | 1      |        |
| 自己株式の消却                 |         |       |          |         |       |          |        | △1,781  | △1,781  | 1,781  |        |        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |          |         |       |          |        |         |         |        |        |        |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —     | —        | —       | —     | 37       | —      | △ 63    | △ 25    | 1,501  | 1,475  |        |
| 平成27年3月31日残高            | 1,954   | 1,754 | —        | 1,754   | 488   | 766      | 19,609 | 10,101  | 30,964  | △1,326 | 33,347 |        |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |        |         |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|--------|---------|------------|-----------|
|                         | その他評価           | 有価証券差額 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日残高             |                 | 3,195  | —       | 3,195      | 35,135    |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                 |        |         |            | △ 67      |
| 週及処理後当期首残高              |                 | 3,195  | —       | 3,195      | 35,067    |
| 事業年度中の変動額               |                 |        |         |            |           |
| 剰余金の配当                  |                 |        |         |            | △ 558     |
| 圧縮記帳積立金の積立              |                 |        |         |            |           |
| 当期純利益                   |                 |        |         |            | 2,314     |
| 自己株式の取得                 |                 |        |         |            | △ 281     |
| 自己株式の処分                 |                 |        |         |            | 1         |
| 自己株式の消却                 |                 |        |         |            |           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |                 | 825    | 1       | 826        | 826       |
| 事業年度中の変動額合計             |                 | 825    | 1       | 826        | 2,302     |
| 平成27年3月31日残高            |                 | 4,021  | 1       | 4,022      | 37,370    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② デリバティブ……時価法

#### ③ たな卸資産……製品・仕掛品は主として先入先出法による原価法、原材料は主として移動平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産……定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建（リース資産を除く）物（附属設備を除く。）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～47年

機械装置 7年

#### ② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて（リース資産を除く）は、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金……役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 製品保証等引当金……製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用見込額を計上しております。

#### ⑤ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (5) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理を適用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

|             |         |
|-------------|---------|
| （ヘッジ手段）     | （ヘッジ対象） |
| 金利スワップ      | 長期借入金   |
| コモディティ・スワップ | 原材料（銅）  |

- ③ ヘッジ方針  
社内規程に基づき、金利変動リスク及び原材料（銅）の価格変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引及びコモディティ・スワップ取引を利用しております。なお、当該規程にてデリバティブ取引の限度額を実需の範囲内で行うこととし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。また、コモディティ・スワップについては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、有効性の判定を行っております。
- (6) 消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が159百万円増加し、利益剰余金が102百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。また、従業員に割り当てられたポイントに関する費用及びこれに対する引当金は、信託が自社の株式を取得した時の株価で計算された金額に基づいて計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の資本剰余金、利益剰余金及び自己株式の遡及適用後の期首残高は、それぞれ、1百万円、106百万円、142百万円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                                                                                              |               |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                           | 6,192百万円      |                 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権                                                                                           | 4,575百万円      |                 |
| 関係会社に対する長期金銭債権                                                                                               | 4,179百万円      |                 |
| 関係会社に対する短期金銭債務                                                                                               | 1,647百万円      |                 |
| (3) 役員に対する金銭債務                                                                                               | 93百万円         |                 |
| 役員に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。                                                                      |               |                 |
| (4) 当社は、資金調達の機動性及び安定性を高められることから、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。 |               |                 |
|                                                                                                              | コミットメントラインの総額 | 3,000百万円        |
|                                                                                                              | 借入金実行残高       | －百万円            |
|                                                                                                              | <u>差引額</u>    | <u>3,000百万円</u> |
| (5) 保証債務                                                                                                     |               |                 |
| 子会社の割賦購入債務に対し、債務保証を行っております。                                                                                  |               |                 |
| デンヨー ベトナム CO., LTD.                                                                                          |               | 53百万円 (446千米ドル) |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 7,830百万円 |
| 仕入高        | 4,048百万円 |
| その他の営業取引高  | 50百万円    |
| 営業取引以外の取引高 | 785百万円   |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当事業年度期首<br>株式数(千株) | 当事業年度<br>増加株式数(千株) | 当事業年度<br>減少株式数(千株) | 当事業年度末<br>株式数(千株) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式(注) | 2,795              | 150                | 1,503              | 1,443             |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加150千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加150千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少1,503千株は、消却による減少1,500千株及び売却による減少3千株であります。
3. 当事業年度末の普通株式の自己株式数1,443千株には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式792千株が含まれております。

#### 6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 179百万円   |
| 製品保証等引当金  | 27百万円    |
| 未払事業税     | 29百万円    |
| 長期未払金     | 30百万円    |
| 退職給付引当金   | 100百万円   |
| 投資有価証券評価損 | 25百万円    |
| 関係会社株式評価損 | 79百万円    |
| その他       | 179百万円   |
| 繰延税金資産小計  | 651百万円   |
| 評価性引当額    | △ 141百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 509百万円   |

繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 圧縮記帳積立金      | △ 365百万円   |
| その他有価証券評価差額金 | △ 1,886百万円 |
| その他          | △ 0百万円     |
| 繰延税金負債合計     | △ 2,252百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | △ 1,742百万円 |

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産を控除した金額)は188百万円減少し、法人税等調整額が6百万円、その他有価証券評価差額金が195百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

| 種 類   | 会社等の名称                     | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%)         | 関連当事者との関係         | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|----------------------------|------------------------------------|-------------------|-------|---------------|-------|---------------|
| 子 会 社 | 西日本発電機株式会社                 | (所有)<br>直接 100.0                   | 当社製品の製造委託         | 製品の購入 | 1,573         | 買掛金   | 309           |
|       |                            |                                    |                   |       |               | 支払手形  | 574           |
| 子 会 社 | デンヨー アメリカコーポレーション          | (所有)<br>直接 100.0                   | 部品の販売             | 部品の販売 | 789           | 売掛金   | 321           |
| 子 会 社 | デンヨー ユナイテッドマシナリー PTE. LTD. | (所有)<br>間接 76.0                    | 当社製品の販売及びリース・レンタル | 製品の販売 | 2,546         | 売掛金   | 1,138         |
| 子 会 社 | デンヨー ベトナム CO., LTD.        | (所有)<br>直接 100.0                   | 当社部品の製造及び当社への販売   | 資金の貸付 | 1,199         | 長期貸付金 | 4,179         |
| 子 会 社 | P.T.デイン プリマジェネレーター         | (所有)<br>間接 51.0                    | 部品の販売             | 部品の販売 | 519           | 売掛金   | 217           |
| 関連会社  | 新日本建機株式会社<br>(注) 3         | (所有)<br>直接 15.7<br>(被所有)<br>直接 1.3 | 当社製品の販売及びリース・レンタル | 製品の販売 | 2,923         | 売掛金   | 515           |
|       |                            |                                    |                   |       |               | 受取手形  | 1,666         |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製品及び部品の購入販売につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。  
なお、デンヨー ベトナム CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は一定期間据え置き後の元金返済としております。
3. 持分は百分の二十未満であります。実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,744円95銭
- (2) 1株当たり当期純利益 107円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

デンヨー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津田良洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝和之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デンヨー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

デンヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津田良洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝和之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デンヨー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

デンヨー株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 吉 | 田 | 英 | 夫 | ⓐ |
| 常勤監査役 | 杉 | 山 |   | 勝 | ⓑ |
| 社外監査役 | 麻 | 崎 | 秀 | 人 | ⓒ |
| 社外監査役 | 地 | 田 | 良 | 彦 | ⓓ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                   | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | <small>くぼやま ひであき</small><br>久保山 英明<br>（昭和）<br>（27年7月）<br>（10日生） | 昭和50年4月 当社入社<br>昭和60年4月 当社商品企画室長<br>昭和60年6月 当社取締役商品企画室長<br>平成元年6月 当社常務取締役事業本部<br>業務部長<br>平成6年6月 当社専務取締役経営企画<br>本部長兼品質保証部長<br>平成9年4月 当社専務取締役生産本部<br>副本部長<br>平成12年6月 当社専務取締役経営企画<br>室長<br>平成14年6月 当社代表取締役社長<br>平成22年4月 当社代表取締役会長<br>兼CEO<br>現在に至る                                                                                      | 195,339株       |
| 2         | <small>こが しげる</small><br>古賀 繁<br>（昭和）<br>（22年9月）<br>（21日生）      | 昭和46年4月 株式会社第一銀行入行<br>平成7年4月 株式会社第一勧業銀行<br>日野支店長<br>平成8年8月 同行 パンコク支店長<br>平成13年10月 当社関連事業室長<br>平成14年6月 当社取締役経営企画室長<br>平成15年4月 当社取締役管理部関連事<br>業担当部長<br>平成16年4月 当社取締役管理部財務担<br>当部長<br>平成19年4月 当社取締役管理部兼管<br>理部関連事業担当部長兼<br>内部統制統括<br>平成20年4月 当社常務取締役管理部門<br>長兼内部統制統括<br>平成21年7月 当社取締役常務執行役員<br>管理部門長兼社長補佐<br>平成22年4月 当社代表取締役社長<br>現在に至る | 46,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | しらとり しょういち<br>白鳥 昌一<br>(昭和)<br>(31年5月)<br>(26日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成20年4月 当社執行役員経営企画部長<br>平成21年7月 当社執行役員管理部門副部長兼経営企画部長<br>平成23年4月 当社執行役員管理部門長<br>平成23年6月 当社取締役執行役員管理部門長<br>平成24年4月 当社取締役執行役員管理部門長兼情報システム部長<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員管理部門長兼情報システム部長<br>平成27年4月 当社取締役常務執行役員管理部門長<br>現在に至る | 19,291株    |
| 4     | えとう ようじ<br>江藤 陽二<br>(昭和)<br>(29年10月)<br>(31日生)   | 昭和52年4月 当社入社<br>平成20年4月 当社執行役員第一営業部長<br>平成21年7月 当社執行役員国内営業部門第一営業部長<br>平成23年4月 当社執行役員国内営業部門長兼東日本営業部長<br>平成24年4月 当社執行役員国内営業部門長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員国内営業部門長<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員国内営業部門長<br>現在に至る                                    | 13,600株    |
| 5     | やしろ てるお<br>矢代 輝雄<br>(昭和)<br>(29年3月)<br>(12日生)    | 昭和50年4月 当社入社<br>平成21年4月 当社生産部門付部長<br>平成21年7月 当社執行役員生産部門生産管理部長<br>平成23年4月 当社執行役員生産部門長兼生産管理部長<br>平成24年4月 当社執行役員開発部門長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員開発部門長<br>平成25年4月 当社取締役執行役員生産部門長<br>現在に至る                                                    | 13,900株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                               | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | <p style="text-align: center;">みずの やすお<br/>水野 恭男<br/>(昭和)<br/>(30年12月)<br/>(20日生)</p>       | <p>昭和54年4月 当社入社<br/>平成20年4月 当社第三営業部長<br/>平成21年7月 当社執行役員国内営業部<br/>門第三営業部長<br/>平成23年4月 当社執行役員国際営業部<br/>門長兼海外営業第四部長<br/>平成23年7月 当社執行役員国際営業部<br/>門長<br/>平成23年8月 当社執行役員国際営業部<br/>門長兼海外営業第四部長<br/>平成24年6月 当社取締役執行役員国際<br/>営業部門長兼海外営業第<br/>四部長<br/>平成26年2月 当社取締役執行役員国際<br/>営業部門長兼海外営業第<br/>一部長兼海外営業第四<br/>部長<br/>平成26年4月 当社取締役執行役員国際<br/>営業部門長兼海外営業第<br/>三部長<br/>現在に至る<br/>〈重要な兼職の状況〉<br/>デンヨー アメリカ コーポレーション<br/>代表取締役<br/>デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役</p> | 14,400株        |
| 7         | <p style="text-align: center;">*<br/>たなか としあき<br/>田中 利明<br/>(昭和)<br/>(28年6月)<br/>(25日生)</p> | <p>昭和51年4月 当社入社<br/>平成20年4月 当社開発技術部長<br/>平成22年4月 当社執行役員開発部門副<br/>部門長兼開発部長<br/>平成23年4月 当社執行役員研究開発部<br/>門長<br/>平成24年4月 当社執行役員技術部長<br/>平成25年4月 当社執行役員開発部門長<br/>平成26年4月 当社執行役員開発部門長<br/>兼知的財産部長<br/>現在に至る</p>                                                                                                                                                                                                                                     | 9,300株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                               | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | <small>たかだ はるひと</small><br>高田 晴仁<br><small>(昭和)</small><br><small>(40年10月)</small><br><small>14日生)</small> | 平成7年4月 慶應義塾大学法学部専任講師<br>平成10年4月 慶應義塾大学法学部助教授<br>平成17年4月 ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員<br>平成19年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科講師<br>平成20年4月 慶應義塾大学法学部教授<br>平成21年4月 慶應義塾大学大学院法学研究科委員<br>平成21年6月 当社買収防衛策独立委員会委員（現任）<br>平成23年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授<br>平成25年6月 当社社外取締役<br>現在に至る<br>〈重要な兼職の状況〉<br>慶應義塾大学大学院法務研究科教授 | 0株         |

- (注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高田晴仁氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高田晴仁氏を社外取締役候補者とした理由は、大学院教授としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
- なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、同氏の兼職先である慶應義塾大学大学院に対する寄付はありません。
5. 当社は、高田晴仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。本議案が原案通り承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 高田晴仁氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役吉田英夫氏、麻崎秀人氏、地田良彦氏の3名が任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                | 略 歴 、 地 位 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | *<br><small>ますい とおる</small><br>増井 亨<br>(昭和<br>28年2月<br>20日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成15年5月 当社技術部汎用技術担当<br>部長<br>平成18年4月 当社執行役員技術部汎用<br>技術担当部長<br>平成20年4月 当社執行役員生産部門生<br>産管理部長<br>平成21年6月 当社取締役生産管理部長<br>平成21年7月 当社取締役常務執行役員<br>生産部門長兼グループ事<br>業戦略室長<br>平成23年4月 当社取締役常務執行役員<br>グループ事業戦略室長兼<br>生産部門兼開発部門管掌<br>平成24年4月 当社取締役常務執行役員<br>社長補佐<br>平成25年1月 当社取締役常務執行役員<br>社長補佐兼生産部門長兼<br>製造部長<br>平成25年4月 当社取締役専務執行役員<br>社長補佐兼開発部門管掌<br>平成27年4月 当社取締役専務執行役員<br>社長補佐<br>現在に至る | 25,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                       | 略 歴、 地 位 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | *<br>やま だ あきら<br>山田 昭<br>(昭和)<br>(28年5月)<br>(16日生)  | 昭和61年4月 弁護士登録<br>三宅・畠澤・山崎法律事<br>務所入所<br>平成2年9月 ウィンスロップ・ステイ<br>ムソン・パットナム・ロ<br>バーツ法律事務所入所<br>平成3年6月 ニューヨーク州弁護士登<br>録<br>平成4年1月 三宅・山崎法律事務所パ<br>ートナー<br>平成6年3月 同法律事務所 バンコク<br>事務所駐在<br>平成9年8月 同法律事務所 東京事務<br>所<br>平成26年6月 当社補欠監査役<br>現在に至る<br>〈重要な兼職の状況〉<br>三宅・山崎法律事務所パートナー<br>ソーラーフロンティア株式会社 社外<br>監査役                     | 0株             |
| 3         | *<br>たけやま よしお<br>武山 芳夫<br>(昭和)<br>(29年2月)<br>(11日生) | 昭和52年4月 第一生命保険相互会社入<br>社(現 第一生命保険株式<br>会社)<br>平成19年4月 同社執行役員 I T企画部<br>長<br>平成21年4月 同社常務執行役員 I T企<br>画部長<br>平成21年6月 同社取締役常務執行役員<br>平成22年7月 同社取締役常務執行役員<br>保険金部長<br>平成23年4月 同社取締役常務執行役員<br>平成25年4月 同社常務執行役員<br>平成25年6月 第一生命情報システム株<br>式会社代表取締役社長<br>平成27年4月 同社代表取締役会長<br>現在に至る<br>〈重要な兼職の状況〉<br>第一生命情報システム株式会社代表取<br>締役員 | 0株             |

- (注) 1. \*印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 山田昭氏および武山芳夫氏は、社外監査役候補者であります。  
4. (1) 山田昭氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。  
また、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。

- (2) 武山芳夫氏を社外監査役候補者とした理由は、他社での豊富な業務経験を有し、その経験と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、山田昭氏および武山芳夫氏が社外監査役に就任した場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 山田昭氏および武山芳夫氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第2号議案において、平成26年6月27日開催の第66回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役山田昭氏を、社外監査役に選任したい旨のご提案をさせていただいていることから、第2号議案が原案通り可決されることを条件として、社外監査役の員数が欠けた場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期といたします。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ちだ よしひこ<br>地田 良彦<br>(昭和<br>22年9月<br>13日生) | 昭和52年4月 弁護士登録<br>小池金市法律事務所入所<br>昭和61年4月 地田法律事務所開所<br>平成19年6月 当社社外監査役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>地田法律事務所代表 | 0株             |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 地田良彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 地田良彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地と幅広い見識を活かし、当社の社外監査役として経営の監視と有効な助言をされているためであります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
4. 地田良彦氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は8年になります。なお、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任する予定であります。
5. 当社は、社外監査役地田良彦氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- なお、同氏の社外監査役退任に伴い、現契約は終了いたしますので、同氏が改めて社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 地田良彦氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び内容を相当とする理由

当社取締役の報酬は、現在、月次報酬及び賞与により構成されており、月次報酬は、役位ごとの役割や責任、本人の業務実績などに基づき決定しています。賞与は、各事業年度の当社の業績及び本人の業務実績等を勘案の上、決定しています。

この度、当社取締役会は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社取締役に対する新たな株式報酬制度「取締役株式給付制度」（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。具体的には、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会にてご承認をいただいた取締役の報酬限度額（年額240百万円以内。）の内枠で、既存の賞与を削減し、平成28年3月末日で終了する事業年度から削減相当分を新たな業績連動型の株式報酬として、当社取締役に対して支給する報酬等についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度の導入は、以上の目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名。）であります。第1号議案（取締役8名選任の件）を原案どおりご承認いただいた場合、本制度の対象となる取締役は7名（社外取締役は本制度の対象外。）となります。

### 2. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が本信託を通じて毎年一定の時期に給付される業績連動型の株式報酬制度です。その他、本制度の詳細につきましては、下記【ご参考】をご覧ください。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（なお、社外取締役、監査役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成27年9月1日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と取締役に給付される当社株式数の上限

取締役に、各事業年度に関して、取締役株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、12,400ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案のご承認をいただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、当該取締役に對し1事業年度に付与されたポイント数（以下、「確定ポイント数」という。）をもって確定します。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記（6）より抛出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記（6）において定義します。）につきましては、当社取締役への交付を行うための株式として、本信託設定後、遅滞なく、62,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

## (6) 信託金額及び取得株式数

本議案のご承認をいただくことを条件として、当社は、上記(4)及び下記(7)に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金にあてるため80百万円を上限として拋出し、本信託を設定します。

具体的には、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)のための上記必要資金を拋出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役へ交付するポイントの上限数は、上記(4)のとおり、1事業年度当たり合計12,400ポイントであるため、5事業年度分として62,000株を上限に取得します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、以後の5事業年度(以下、「次期対象期間」といいます。)に関し、本信託設定時と同様の方法で、本制度に基づく取締役への交付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拋出することとします。ただし、かかる追加拋出を行う場合において、当該追加拋出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する株式の給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拋出額を算出するものとします。当社が追加拋出を決定したときは、適時適切に開示します。

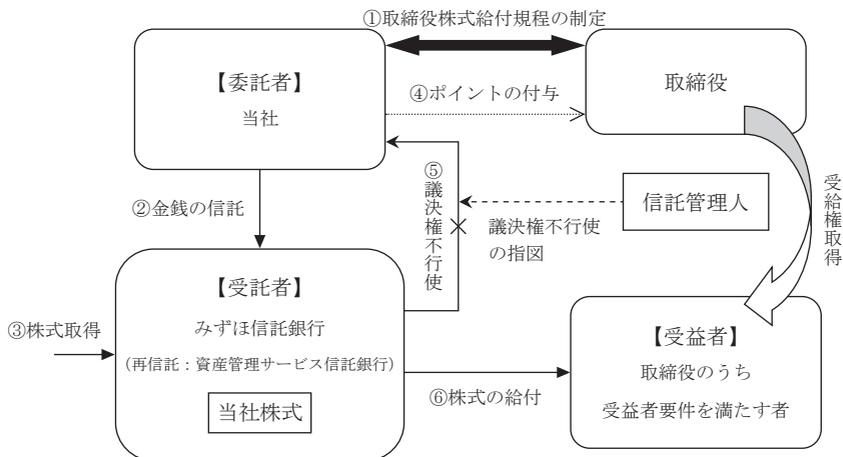
## (7) 株式給付及び報酬等の額の算定方法

当社の取締役が、取締役株式給付規程に定める受益者要件を充足した場合、毎年一定の期日に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(4)に記載の内容に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

取締役が受ける報酬の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とし、取締役株式給付規程の定めに従い、例外的に

金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。上述のとおり、当該報酬等の額につきましては、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額（年額240百万円以内。）の枠内で処理するものいたします。

### 【ご参考1】 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「取締役株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「取締役株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、毎年一定の期日に取締役のうち取締役株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

【ご参考2】 本信託の概要

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役のうち取締役株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成27年9月1日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成27年9月1日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成27年9月1日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成21年6月26日開催の第61回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することについて株主の皆様のご承認をいただき、その後平成24年6月28日開催の第64回定時株主総会において、当該対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、本定時株主総会終結時をもって満了いたします。

そこで、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランを以下Ⅲ. 2. に定めるとおりに更新いたしたく（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）、そのご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は旧プランと同一であります。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。

当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大

量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和23年の創立以来、野外におけるパワーソースのパイオニアとして、エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサをはじめ多くの製品を開発・製造・販売してきており、エンジン発電機、エンジン溶接機における国内市場占有率はそれぞれ現在約65%、55%に達するに至るなど、主要製品において高い市場占有率を有し、数多くのユーザーの方に当社製品をご利用いただいております。これは、従前の地位や技術力に甘んじることなく、常に開拓心と創造力をもって技術革新を図ることを基本理念として、新たな研究開発にも果敢に挑戦し、積極的に新規のオリジナル製品を開発してきた結果であると考えております。このような当社の研究開発活動・技術開発力及びその結果である当社の各種製品に対する顧客の皆様の信頼にこそ当社の企業価値の源泉があると考えております。

### 2. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、「野外パワーソースを通じて、常に革新に向けてチャレンジし続ける国際企業集団として、世界のNO1を目指します。」との当社グループ基本方針（ビジョン）を掲げ、国内外において、既存事業の拡充・効率化及び新たな市場の開拓を目指した事業展開を行っております。

当社グループは、その主要な事業領域を、建設関連事業、産業機器事業及び新規事業の3領域とし、それぞれにおいて、海外市場・新規市場の開拓に注力し、特に、建設需要に依存することとなる建設向け製品にとどまらず、非常用発電機をはじめとする非建設向け製品の開発・販売促進に努めることにより、需要創造型の経営への転換を図っております。そのため、引き続き、新技術の研究から製品の開発に至るまで、積極的な研究開発を進めております。

また、収益性の高いグループ体制を構築するべく、生産体制及び国際的な原料調達のための更なる効率化を進めると共に、国内・海外工場への合理化投資を行っています。

さらに、当社グループは、柔軟な組織運営を行うと同時に、各役職員の権限及び責任の所在を明確化することを通じて、当社グループ全体の組織運営を活性化し、かつ、これと並行して当社グループの国際的な事業展開を支えるに足る人材の育成を進めることにより、当社グループが新規市場に事業を拡大していくための素地となる、活力ある企業風土を構築することを目指しております。

### 3. コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む現在8名の取締役で構成されておりますが、各事業年度における取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立すると共に、取締役の選任及び解任について株主の皆様の意思を適時に反映することができるようにすることを目的として、取締役の任期を1年としております。

また、当社は、経営の監督と業務の執行を分離し、事業環境の変化への機動的対応と、意思決定のスピード化を図るべく、執行役員制度を導入しております。また、取締役会の意思決定を支援し、会社経営及び業務執行に関する重要事項を審議するために、取締役、監査役及び執行役員が出席する経営会議を設置しております。さらに、グループ経営を円滑に進めるため、当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を設置しております。

当社は監査役制度を採用し、現在4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、当社の経営の適法性、公正性及び透明性を確保しております。また、当社は社外取締役1名及び社外監査役のうち1名を独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ており、一般投資家の保護を図っております。

さらに、当社は、内部統制の手段として、社内規程等の整備を図り、業務遂行に際しての適正な管理を行うとともに、社長直属の監査室を設け、社内業務監査を実施しております。また、監査室による監査に際して、常勤監査役が同行することにより、監査役と監査室の連携を図っております。

## III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役

会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量取得者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新することが必要であると判断しました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

#### (b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前に当該買付等に関する情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

#### (c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において記載され、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新

株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施され、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重することとしております。また、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると合理的に判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。なお、買付説明書及び本必要情報における使用言語は日本語に限ります。

#### 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を直ちに行う場合があります。

(c) 当社取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の策定

① 取締役会検討期間の設定、当社取締役会による検討・交渉・代替案の策定

当社取締役会は、買付者等から情報・資料等（追加的に提供を要求したのも含みます。以下同じとします。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の買付等の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。但し、いずれの場合においても、当社取締役会は、必要と認める場合には、買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の策定等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、取締役会検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、必要に応じてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家」と総称します。）の助言を得ながら、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等の比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等との協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の策定した代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

② 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間が開始した事実、取締役会検討期間が延長された場合にはその事実、当社取締役会が代替案を策定し提示した場合にはその内容、及び本必要情報の概要その他の情報のうち取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、上記(c)の当社取締役会による買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の策定等と並行して、独立委員会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の是非につき諮問するものとします。独立委員会は、かかる諮問を受けた場合、その検討のために必要となる情報の提供を当社取締役会に要求し、当社取締役会はかかる要求に速やかに応じるものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

独立委員会が、当社取締役会に対して下記①又は②に定める勧告を行った場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。以下同じとします。)の前日までの間は、(無償割当ての効力発生前においては)本新株予約権の無償割当てを中止し、又は(無償割当ての効力発生後においては)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を

認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集及び本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、上記(2)(d)「独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告」に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当ての実施について株主の意思を確認するための株主総会の招集を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無

償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、また、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

#### 記

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
  - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
  - (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
  - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の技術開発力、社会的信用又はブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

##### (a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日

(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)の2倍に相当する数を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式(注9)(「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条に定める振替株式となります。)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約

権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注10)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注11)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注12)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有

する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の日で、当社取締役会が定める日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

#### (5) 独立委員会の設置

当社は、本プランへの更新にあたり、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に関する判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。本プランへの更新が本定時株主総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性の高い当社社外取締役1名及び当社社外監査役2名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由に

より字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記Ⅲ. 2.に記載のとおりですが、本プランへの更新時及び本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様等に与える影響、並びに本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由はそれぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

#### 株主の皆様等への影響

##### (1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有

する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出していただいた上で、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、原則として、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い

込むことにより、本新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。

また、上記Ⅲ. 2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの運用に関する判断を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2. (2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどを検討した上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後の独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立性の高い当社社外取締役1名及び当社社外監査役2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおいては、上記Ⅲ. 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (2) (d) 「独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (6) の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注9) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注10) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注11) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

以 上

## 新株予約権無償割当ての要項

## I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ. に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

## (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

## (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## Ⅱ. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の数

1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

3) 上記1) に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘

案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
  - ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
  - ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
  - ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者

- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (i) の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行若しくは(ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii) その双方（以下「準拋法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拋法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが履行又は充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拋法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3) にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a) に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拋法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、

米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
  - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
    - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
    - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
    - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か

- ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けしようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の日で、当社取締役会が定める日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件  
新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成27年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

### 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役及び(iii)当社取締役会が選任する社外の有識者とする。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 上記の決定をするために必要となる情報の収集、当社取締役会への要求
  - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討

- ③ 本プランの修正又は変更に係る承認
  - ④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑤ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

### 独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新後当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】 高田 晴仁（たかだ はるひと）

（当社社外取締役）

【略歴】 平成7年4月 慶應義塾大学法学部専任講師  
 平成10年4月 慶應義塾大学法学部助教授  
 平成17年4月 ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員  
 平成19年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科講師  
 平成20年4月 慶應義塾大学法学部教授  
 平成21年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科委員  
 平成21年6月 当社買収防衛策独立委員会委員（現任）  
 平成23年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現任）  
 平成25年6月 当社社外取締役（現任）

なお、当社は、東京証券取引所に対して、高田氏を当社の独立役員として届け出ております。

【氏名】 山田 昭（やまだ あきら）

（当社社外監査役候補者）

【略歴】 昭和61年4月 弁護士登録 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所  
 平成2年9月 ウィンスロップ・スティムソン・パットナム・ロバーツ法律事務所入所  
 平成3年6月 ニューヨーク州弁護士登録  
 平成4年1月 三宅・山崎法律事務所パートナー  
 平成6年3月 同法律事務所 バンコク事務所駐在  
 平成9年8月 同法律事務所 東京事務所（現任）  
 平成26年6月 当社補欠監査役（現任）  
 平成27年6月 当社社外監査役就任予定

なお、当社は、東京証券取引所に対して、山田氏を当社の独立役員として届け出る予定です。

【氏名】 武山 芳夫 (たけやま よしお)

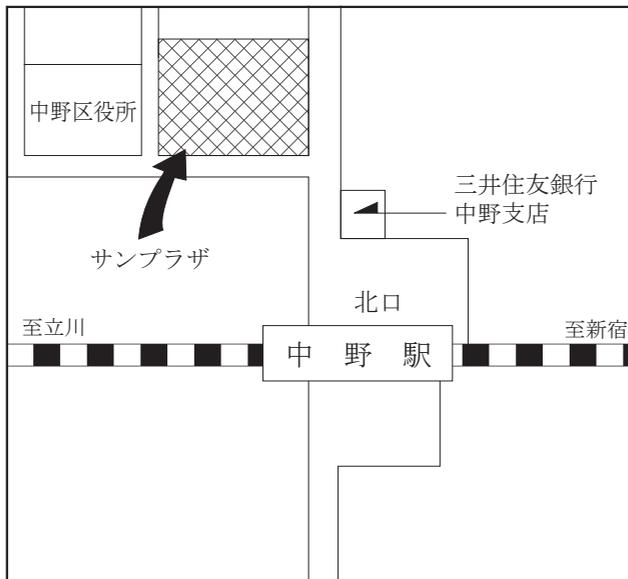
(当社社外監査役候補者)

【略歴】 昭和52年4月 第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社)入社  
平成19年4月 同社執行役員IT企画部長  
平成21年4月 同社常務執行役員IT企画部長  
平成21年6月 同社取締役常務執行役員  
平成22年7月 同社取締役常務執行役員保険金部長  
平成23年4月 同社取締役常務執行役員  
平成25年4月 同社常務執行役員  
平成25年6月 第一生命情報システム株式会社代表取締役社長  
平成27年3月 第一生命保険株式会社常務執行役員退任  
平成27年4月 第一生命情報システム株式会社代表取締役会長(現任)  
平成27年6月 当社社外監査役就任予定

なお、当社は、東京証券取引所に対して、武山氏を当社の独立役員として届け出る予定です。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会 場 サンプラザ 11階会議室  
東京都中野区中野4丁目1番1号  
電話 03 (3388) 1151 (大代表)  
J R 中野駅北口より徒歩約2分